

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸
調 整 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	広 瀬 進 一		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	近 藤 圭 代
--------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（広瀬武雄君） 皆さん、改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（広瀬武雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

11番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） おはようございます。

議席番号11番 杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問席で質問をさせていただきます。

今回は2問質問をさせていただきます。

1つ目は、この4月から新組織を導入されます係制のことにつきまして、それと併用いたします人事処遇制度につきまして質問をさせていただきます。

2つ目には、所有者不明の土地につきましての対応について、市民部のほうから御回答いただきたいというふうに思っておりますからよろしく願いをいたします。

では最初に、新組織係制導入と人事処遇制度の運用につきまして質問をさせていただきます。

先ほど登壇のときにもお話をさせていただきましたとおり、この4月1日より新組織でございます係制の導入が始まります。それに付随いたしました人事処遇制度のことにつきまして執行部よりお答えをいただきたいというふうに考えております。

この係制の導入につきましては、14日に若園議員が係制による職員の働き方改革について、また昨日は庄田議員が明日につながる係制についてということで質問をされておられます。そこで重複する箇所もあるかと思いますが、よろしく願いを申し上げます。

今回の係制の導入のポイントといいますのは、昨日も石田部長からお話ございましたように、令和3年度と4年度の2年間にわたりましてこの制度導入を考えておるといようなこととございまして、令和3年度におきましては、各課から子育て支援業務の集約化によるワンストップサービス機能の組織改革でございました。この4年度には、全ての職員の意識改革を促し、これまで以上に責任を持った市民サービスの充実と向上、具体的には、市民目線で行政サービスの提供と、2つ目には効率的な行政運営、3つ目には市民から信頼される行政を目標と

するということが明示をされております。

それでは、係制導入につきまして、事前に提示されました資料を基に質問をいたしますが、最新の新組織図（案）、または事務分掌等の、これは事前通告してございませんが、そのような資料というのはもう既に整理をされておりますか、それをお聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） おはようございます。

それでは、杉原議員の御質問にお答えしたいと思います。

係制導入におけます新組織図につきましては、3月10日の総務委員会の協議会におきましてお示しをさせていただいておりますが、事務分掌につきましては、今後作成予定でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 3月10日ということですけど、これはタブレットの中に入っておるわけですか。ごめんなさい、私見ておりませんでしたもので、それは大変恐縮しております。

それで、職務分掌のほうはいつ頃出来上がりますかね。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 事務分掌のほうでございますが、4月に入りましてそれぞれ係長が決まってまいります。その後、課内で調整をさせていただいて作成の予定となっておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） では、質問に入らせていただきます。

最初に、組織の中における業務の最小単位は係であり、組織上の単位は課であるというような認識でよろしゅうございますか、お答え願います。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） まず、係の組織上の位置づけについてですが、令和4年4月からは、部、課のみの組織から、部、課、係という組織体制になり、部長、課長、係長がそれぞれの職務、責務を果たしていくこととなります。

この新しい組織体制上では、実質的に業務を遂行していく係は専門性を持った業務を遂行していくための組織であり、課はその係を管理監督していく包括的な組織上の単位として捉えていただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、部長のほうからお話しございましたように、係といいますのは業務上の単位であって、要するに一般的な組織上における単位というのは部と課と、最小単位は課であるということで、それは認識が一致したところでございます。ありがとうございます。

では次に、係長の位置づけ、役割についてお尋ねをいたします。

係長は、職務権限上においては、私は管理職ではないというふうに理解をしております。要するに部下を育成するのと併せまして、自分も、自らがプレーヤーであるというふうに理解をしておりますが、そのような理解でよろしゅうございますか。よろしくお願ひいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 係長の位置づけですが、議員御指摘のとおり、係長は管理職でない立場で実務や現場の業務を指導し、課内の係間の調整を行いつつ、業務を取り仕切っていく係内における業務遂行・管理や人事育成の要となる役割でございます。このような役割を経験することでスキルアップを果たし、次の幹部職員へのステージにステップアップしてくれることを期待しております。

以上で答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ありがとうございます。

では次に、女性の活用につきましてお伺いをいたします。

女性が職業生活においてその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律として、通称、女性活躍推進法が2015年、平成27年9月4日に公布・施行されました。その後2019年、令和元年5月29日に改正法が成立し今日に至っております。

これにより事業主、ここは自治体でございますが、女性の職業生活における活躍に向けた数値目標を含む行動計画の策定・公表が義務づけられており、地方公共団体におきましては、推進計画の策定が義務づけられております。

そこで質問でございますが、本市の女性の管理職の登用と目標値などの基本的な考え方についてお伺いをいたします。

内閣府男女共同参画局の市町村女性参画状況見える化マップによりますと、管理職に占める女性の割合を見ますと、本市の状況を見ますと平成30年には35名中4名、構成比でいきますと11.4%、令和元年、2019年には38名中4名、その割合は10.5%、令和2年度が38名中6名、その割合が15.8%と推移をしていますが、まずはこの数値というものは正確かどうかお伺いをい

たします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） まずは女性職員の管理職登用につきまして、基本的に男性・女性区分なく人事評価に基づき登用をしております。そのために、女性職員の意識改革の研修参加の促進や、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するなど、今後も働きやすい職場環境を整備していきます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定いたしました瑞穂市特定事業主行動計画においては、平成28年4月から4年間の計画期間で、管理的地位にある職員に占める女性割合の目標を20%以上として取り組んでまいりました。令和2年度ですが、市における女性職員の管理職の割合は14.3%でした。令和2年4月から令和5年3月までの3年間の計画においても引き続き目標値に近づけるよう努めてまいります。

市町村女性参画状況見える化マップは、主幹以上の管理職の数値としており、令和3年に当ではめると41名中5名であり12.2%となります。こちらに関する目標数値はありません。これは、瑞穂市特定事業主行動計画とは異なるものであり、数値の計算方法が違います。別のものとして捉えていただければと思います。

しかし、市としては、先に御説明したとおり、今後も管理的地位にある職員に占める女性割合について20%以上を目標とすることを掲げていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 20%というのは、それはよく分かるんですけど、分母がどうなるかによってこのパーセンテージも違いますから、一概には比較はできないと思うんですけど、この20%という値というのは他市町の地方自治体、要するに並列的に見ましてもこの20%というのは、妥当といったらちょっと表現がまずいんですけど、これは平均的な目標値と理解してよろしゅうございますか。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） この20%が妥当な数字かどうかというところでございますが、他市町の状況を鑑みましても20%を目標としているところが多いというふうに認識しております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 分かりました。

では続きまして、令和2年度から導入されております会計年度任用職員の方の位置づけにつ

いてお伺いをいたします。

会計年度任用職員の方の取扱いにつきまして、給与面、それから勤務時間、休憩等人事面の待遇については規定等により身分保障されておりますが、この4月から導入されます係制につきまして、その会計年度任用職員の方の職位、職務上の対応につきまして御説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） この4月から導入されます係制における会計年度任用職員の職務上の位置づけについては変わりはありません。会計年度任用職員の職務上の位置づけについては、会計年度任用職員制度を導入したことにより職位、職務上は、条例によって定められております。

瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、第5条第1項に規定する行政職の1級または2級でございます。行政職の1級の基準となる職務は、定型的もしくは補助的な業務を行う職務または資格を有し専門性のある業務を行う職務であり、2級の基準となる職務は、相当の知識もしくは経験を必要とする業務を行う職務または資格を有し専門性が高い業務を行う職務となっております。

特に、2級の職員にあってはその専門性を生かして、各種相談員や担任保育士として活躍し、十分な能力を発揮されており、組織力向上に貢献をしていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今の説明でいきますと、この会計年度任用職員の方というのは、異動は基本的にないわけですね。といいますと、一般的に一般職員の方はジョブローテーションで3年か4年くらいで代わっていくわけなんですね、基本的にはね。そうしましたときにより専門知識、その業務に関しましての要するに精通力というんですかね、そういうものは、そちらの方のほうが私はよく、これは客観的なデータはございませんもんでいけませんけど、やはり年数が、ノーマルな形でいきますと一般的に5年、6年とやってみえます方というのはやはり専門的なことも遂行されておまして、業務のほうがよく分かってみえると思っております。

今回の係制は、要するに専門知識のグレードアップというんですかね、それを目的にしておるわけですからそれも一部あるという、絶対的なものじゃございませんけど、そういうことで考えました場合に、1級、2級の方という、ほとんどの方がそういう今階級でみえるわけなんですね。

ですからそういう方が、要するにモチベーションを上げるということで、今回の係制導入というものもそういうことを大きな目的にしてやっておるわけですから、そうしますと何か一般

職員の方と、それから会計年度任用職員の方とそこに何か壁ができるのではないかなあというふうに私は意識するんですけど、これは通告いたしておりませんからなかなかお答えはできないと思うんですけど、何かそのようなことで、またちょっと話が前に戻りますけど、グループ制の中で、そこでリーダーがいなかったからリーダーをつければ、それで今後の社会情勢を見ていった場合に私はそれでいいかなあと思ったんですけど、組織の編成ということは市長の職務権限の中に入っておりますし、それについては、そういう導入ということで決定したことについて私は何も異議はございませんけど、何かそういうふうに考えますと、女性の方、要するに今会計年度任用職員の方、あとはパート、それから嘱託の方とも併せまして、一般職員の方と、私は人数的にどのくらいの構成比がよく分かりませんが、フィフティー・フィフティーぐらいやないかなあと思うんですけど、そうした場合に、女性のこの会計年度任用職員の方をいかに戦力化するということが私は非常に大事じゃないかなあ。

そういうことになりますと、そういう厚い待遇を与えてあげないとなかなかそこら辺のモチベーションのアップにもつながっていかない、要するに長期的に見ました場合にね、そういうふうに私は考えるわけでございまして、そこら辺も一つ何か、法律的にそういうふうで規定がされていればそれでいいんですけど、あとは準則とか何かという形でそういう厚遇待遇ということですかね、そういうことも考えてあげるのも一助ではないかなあというふうに考えておるようなわけでございます。

これにつきましてお答えするようなことがございましたら、部長からお答え願いたいんですけど、よろしく申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 基本的に、会計年度任用職員の方の任用期間は1年度でございます。ですので、想定6年、7年というのは、その業務に職員が必要であると、会計年度任用職員の業務に必要である場合に想定される年数だと考えております。

特に専門的な知識のある方につきましては、先ほども申し上げましたように、2級ということで各種相談員や担任保育士という職務に就いていただいております。

基本的に長期的に雇用する職員ではないということを御認識いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、部長からお話しございましたんですけど、ですから採用の面でも、応募しても瑞穂市の場合にはなかなか採用できないというようなことも巷間では聞いておるようなわけでございまして、1年というのは、契約上は1年でございますけど、そこにはやはり行政としましても業務の支障を来すようなことはできないから、ある程度の方は自分が応募す

る段階でも行政においてこのぐらいの仕事はできるだろうということで自分自身が自信を持って応募されておられるということでございますから、それは契約上の問題であって、実際は1年や2年ではなくて、やはり長年勤めていただくということのほうが私は行政の面からいきましてもメリットがあるんじゃないかなあということで考えておるようなわけで質問をさせていただいたわけでございます。

では続きまして、次に人事の評価制度につきましてお尋ねいたします。

行政における人事評価制度の導入目的は一般的には人材育成と組織の活性化、そして市民サービスの向上を目指しており、地方公務員法では、評価結果を任用、給与、分限、これは身分でございますね、その他の人事管理の基礎として活用すると規定されております。そこで、本市も職員に対して人事評価規定が制定されており、評価は能力評価と業績評価による評価方式により運用されております。

人事評価の最大の課題は、一般的には評価の公平性、透明性、これは客観性ということも含むわけでございますが、この確保、職員の納得性を高めることであると言われております。この3点を満たすのが重要な要素であるとも言われております。いずれも欠けているとモチベーションの低下や職員の離職を招くことになると言われております。

本市も公平性、公正性及び客観性を維持し、1次評価、2次評価等による重層的な評価制度を設けており、評価基準も事細かく明示されておりますが、評価者の能力が重要なファクター、要素と言われております。当然ながら評価者訓練は適宜実施されていると私は認識しておりますが、被評価者の講評、満足度はいかがですか、お伺いをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 人事評価制度についてですが、業績評価にあっては、評価者と被評価者が期首面談、中間面談及び期末面談を実施し、困難度及び実績等について、本人との話し合いの下に決定しており、両者の納得性は確保されていると考えます。

一般的に一般行政職の場合は、1次評価者は管理職である課長が行い、2次評価者は部長が実施しており、差異が生じた場合は部長、課長で調整を行っております。また、各課との関係で不均衡な評価と思われる場合にあっては、総務部長または総務課長が状況を確認し、最終調整を行っております。

次に、職責上、管理職でない係長の立ち位置については、次の幹部候補であることから、係長であるときにそういった評価者の目を養っていくことは非常に有意義であると思います。部下職員に最も近い立ち位置でコミュニケーションを取っていくことになるので、よりよい指示、指導、激励などが可能になると確信しております。

さらに、係長と1次評価者である管理者との評価の際の面談やふだんのコミュニケーションにより、評価の公平性・公正性等を確保していく評価に結びついていくものであると考えてお

ります。

以上で答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 一番最初に、私、係長の職制上の位置づけは何ですかということで質問させていただきましたときに、これは管理職ではないということで、次の質問で、じゃあ係長はこういう評価の査定のときにどういうポジショニングにいるかということのを次の項目で質問させていただこうということで考えておりましたら、もうさっき石田部長のほうから併せて御返答いただきましたもんですから、それはそれとしてお伺いをしておきます。

次に、組織上、これも私組織図がここにございませぬもんですから、ちょっと一番最初に、総括質疑のときか総務委員会の継続審議のときに見せていただいた組織図を基にして質問をさせていただくわけでございますが、それも変わっておればまたちょっとここで修正をしていただければ結構でございますが、今後強化すべき部門といたしまして、人事機能、要するに心の健康の強化がプライオリティーというんですか、優先度としまして高く私は考えていくべきだというふうに考えております。

後ほど総務部長からその御所見を賜るわけでございますが、その前に、実は昨年12月25日に、某新聞の朝刊に自治体の職員の2万人は心の不調で休職ということでゴシック体で表示をされていまして。これは全国の自治体職員のメンタルヘルス、要するに心の健康ですね、に関する初の大規模調査の結果の数値でございます。その記事内容は、調査対象は都道府県と市町村を合わせました全国1,788自治体の人事課などを対象に実施され、警察、消防、教職員を除く一般行政部門の常勤職員が対象でありました。

2020年度に精神疾患などで1週間以上休んだ職員は全体約96万人のうちの2.3%に当たる2万1,676人、その休職者の内訳は、都道府県で4,738人、政令指定都市で2,907名、市町村で1万4,031名でありました。

また、休職者がいた1,562自治体に主な休職の理由を3つ尋ねたところ、上司や部下との人間関係を上げたのが60.7%で最も多く、業務内容の難しさが42.8%、本人の性格が30.9%、さらに住民の苦情対応を含む職場外の人との関係は意外に少なく7.8%を占める結果となっているということでございます。

さらに、休職者を役職別に見ますと、管理職でない一般の職員の方ですけど、1万5,724人で72.5%に上っているということです。主に若手職員が上司とのやり取りでストレスを感じたり、業務に不慣れなことで負荷が高まったりしたと見られるとコメントされております。

また、休職者が増加傾向だと回答した1,399の自治体に対し、その理由を複数回答聞いたところ、業務の複雑化、1人当たりの業務量の増加が60%を超える数値と示されております。

この調査結果から推測すると、私は心のカウンセリングの対応できるセクションが必要不可欠であると考えております。

そこで、本市もこの4月より組織改編が実施されるわけですが、これも先ほど言いましたように、先般提示されました組織案によりますと、総務部総務課の人事・給与係を心のカウンセリングの職務を含む業務に。だから先ほど言いましたように業務分掌を見せてくださいというのはそういう意味からなんですけど、それがまだできていないということでございますから、私はそういうことで、人事・給与とかそういう面と、それからあと心のケアをするということが、これが人事面の人事課ということで単独の組織として人事課を改組されたらどうかということを提案させていただきたいと考えております。

そこで、新組織上におきまして、要するに設置課として提案をさせていただきますのは、将来を見据えた機能強化として、私は2つの単独新設課の提案をさせていただきたいと考えております。

1つには、今申し上げました独立人事課の新設でございます。私もネットで県内の他市町の状況を調査いたしました。そうしますと、岐阜市、大垣市、各務原市、可児市、多治見市、美濃加茂市、土岐市、郡上市等が人事課の名称で組織化されております。

あわせて、時間の関係上2つ目にも、この業務の効率的な推進を図るということで、デジタルトランスフォーメーション課の新設も併せて提案をさせていただきます。お答えをお伺いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回は杉原議員より人事業務における様々な課題について御質問をいただきました。今後も多様化、複雑化する行政課題の解決を図っていくべく精進してまいります。

最後に、新組織を見据えた設置すべき課について御提案をいただきました。御提案いただいた人事課、デジタルトランスフォーメーション課につきましては、瑞穂市の組織の規模を鑑みつつ、設置の必要性などをよく考慮し検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） デジタルトランスフォーメーションは、これは昨年の9月から国のほうでもそういう新組織をつくって地方自治体と要するにタイアップをして、これから業務の推進をやっていくということ、それはおのずと国のほうからそういう指示の下に動かざるを得ない問題だということで、それはそれとしまして、私は今一番心配しておるのは、先ほど言いましたように某新聞にいろいろなことで総務省が調査をいたしました要するに心のケア、そ

ういうことで非常に悩んでみえるということでございます。

ですから、当市は総務部長の石田部長がそれを兼務、今のところですよ、組織上、今度はどういうふうになるか分かりませんが、総務部長が人事を兼務するということは、私はちょっと問題があるんじゃないかなあという感じはいたしております。総務と人事というものは全然違うわけなんですよ。ですから、私はそういうことで人事部ということ、本来からいいましたら会計年度任用職員の方も、私はちょっと実数をつかんでおりませんのでいけませんけど、アバウトでいいにしても三、四百人ぐらい見えると思いますので、プロパーの方もそのぐらい見えるということで、この800人前後の規模からいいましたら、民間の会社でいきましたら人事部人事課というのは絶対あるはずなんですよ。

ですから、そういうことは行政はやはりそこまではなかなか難しいと思いますけど、そういうこれから職員の方も非常に専門知識も要求されるし、ストレスもこれからたまってきますし、いろんな観点からそういう人事で心のケアをできるようなそういう部署、要するに直属の上司じゃなくてちょっと一步離れたところで相談相手になってあげるという、カウンセリングということで人事課というもので、それを一つの職務として持ちまして、そこにあとには給与とかそういう人事回りの業務も一緒にくっつけてもいいんですけど、そういうことで私はぜひともこれは早急に人事課という組織を瑞穂市もつくっていただきたいというふうに考えております。

市長には事前に通告しておりませんから、もし市長のお答えがありましたら、ここでお答えしていただければ結構でございますけど。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員御指摘のとおり職員数は増えております。正職員を含め会計年度任用職員もほぼ同数以上おります。そのような中で、事務的には、会計年度任用職員は面接等を行わなければなりませんので、これは3年に1回行っておりますので、300人から400人程度の面接を行っております。

また、会計年度任用職員の方ですと、いろいろな働き方、多角的な、多様な働き方をしてみえますので、職員管理と制度の運用が大変複雑になっておりますので、事務方といたしましては困難さが増しております。

また、先ほど言われましたがメンタルヘルスの関係につきましても、やっぱり休職する職員が大変増えております。人事関係の部署の業務量が増えているということは御指摘のとおりでございます。

来年度からは、係制ということになりますが、人事・給与係がその部分を担当していきませんが、瑞穂市の組織規模等を考えまして、今後検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） では、2番目の質問事項といたしまして、所有者不明土地の対応につきまして質問をさせていただきます。

所有者不明土地対策のため、民法、不動産登記法、相続登記申請の義務化等の改正法が令和3年4月の参議院本会議で可決、成立をいたしました。

今回の法律改正は、土地登記の義務化、相続登記の手続の簡素化、管理が難しい場合の相続土地を手放し国家納入制度の新設等であります。

この改正のメリットは、第一義的には公共事業や都市部の再開発の妨げとなるような所有者の不明土地を防ぎ有効利用しやすくなることと言われております。さらに、名義人が複数いる土地や建物の管理制度の新設、土地を共有する一部の人が誰なのか分からなくても裁判所の決定を得るなど一定の条件の下で用途変更や売却を可能とするものでございます。

さらに、本年の2月5日の某新聞の朝刊に、所有者不明土地により所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない土地の管理強化の見出しで、持ち主が分からない土地の対策を強化する特別措置法の改正案が閣議決定の記事が出ておりました。

改正案のポイントは、1つには、瓦礫や樹木が放置された土地について、市町村は所有者に対応を勧告・命令ができると。2つ目には、所有者が見つからない場合、市町村は行政代執行ができると。3つ目には、小規模な太陽光発電設備や防災備蓄倉庫の整備も可能と。4つ目には、空き地を再生し利用希望者をつなぐランドバンクといいますのは、空き家や空き地などを取得し周辺に土地を含めた地域を一括的に活用・再生する手法のことをいいます。などの団体を市町村が指定する制度を導入。さらに所有者の不明の土地を自治体、企業などが公益目標で活用することができるようになったということでございます。

この背景には、学識経験者などで作る所有者不明土地問題研究会の発表、これはちょっと古うございますけど、2016年、平成28年の時点で全国に2億3,000万筆の土地がございます。そのうち所有者不明筆が20.3%、面積にしまして410万ヘクタール、これは九州面積368万ヘクタールを上回る土地が不明になっておるということでございます。

その内訳を見ますと、宅地が14.0%、農地が18.5%、林地が25.7%となっております。対策を取らなければ、2020年には約460万ヘクタール、2025年には約520万ヘクタール、2030年には約584万ヘクタール、2035年には約651万ヘクタール、2040年には約720万ヘクタールに達するとも言われております。この720万ヘクタールは北海道本島の面積、約780万ヘクタールに迫る面積まで拡大する見通しであると言われております。

また、別の観点から、所有者不明土地の将来推計ということで、これは2017年から2040年の累計で経済的な損失を試算しますと、少なくとも累計で約6兆円に達すると言われております。2016年単年では経済的な損失が約1,800億円、2040年には単年で経済的な損失が約3,100億円見込

まれております。

内容を見ますと、1つ目には所有者不明土地を利活用する場合のコスト損失は、1つとして探索コストに約500億円、2つ目には機会損失といたしまして2兆2,000億円。もう一つの観点から恒常的に発生するコスト損失は、一つの理由といたしまして管理不行き届きによるコストで約3兆6,000億円、2つ目には税の滞納で約600億円、総合計で5兆9,100億円が見込まれております。なお、この試算につきましては、手続コストとか災害発生時の潜在コスト、管理コストは算出不可能とされております。

そこで質問でございますが、4つ質問だけ先に申し上げます。3つは市民部長と1つは都市整備部長から御回答をいただくわけですけど。

1つ、行政サイドとして現把握しております所有者不明土地は何筆で面積はどれほどですかということですね。

そうしまして2つ目には、所有者不明土地の固定資産税の管理はどのようにされておるかということですね。

それから、これが一番我々も関心を持たなくてはいけないことなんですけど、これは法令改正によりまして、相続登記の義務化は2024年4月1日から改正法が施行されます。これはたしかペナルティ10万円だったんですけど、私ちょっと金額的なことは正確に把握しておりませんが、行政サイドといたしまして、この未登記土地について、今後このような法改正があるわけでございますが、これを住民の方についてどのように周知してみえるかということ、そこから辺の対応策の3点を市民部長にお願いいたします。

もう一つは、この場合、問題となってきますのは、その土地所有をはっきり明確にするために、やはり地籍調査というのを実は現在も行っておりまして、本市の地籍調査の進行状況を都市整備部長からお答えをお願いしたいと、この4点をよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） おはようございます。

所有者不明土地の御質問にお答えさせていただきます。

まず現在税務課で把握している所有者不明土地は、対象者は8人、土地は26筆、面積は9,767平米であります。

管理方法についてです。

管理方法につきましては、まず納税通知書の発送後に返送のあった場合や、納税義務者の死亡のあった場合の御説明をさせていただきます。返送のあった場合や納税義務者の死亡のあった場合は、住民票や戸籍を各自治体に請求し、その人の現在地、法定相続関係を調査します。それにより納税義務者の新たな住所地や相続人の住所地に納税通知書の再送付を行います。相続人に対しては、相続人代表者指定届の送付を行います。その後、指定届が提出されれば納税

通知書の住所地にて再送付を行います。

しかし、住民票の異動を伴わない転居をして現在居住している住所が不明である場合や、納税義務者に対して納税管理人となる対象者がいない場合は、納税通知書を送付することができないので、地方税法の規定に基づき瑞穂市の掲示板に公示送達を行います。

また、納税義務者の死亡に関して、相続人がいない場合や相続人が相続放棄をしている場合も納税通知書を送付することができないので公示送達を行います。

通常の手配による郵便または親書便により送達を発送した場合は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定され、市に返戻がない場合は送付されたものとされます。返戻があった場合は、先ほど説明したとおり調査を行い、送付先が確認できない場合は公示送達の手続を行います。公示送達により市役所の掲示板に掲示された書類は、7日を経過した日に送達されたものとみなされます。

市では、納税義務者の方や関係者の方に日頃から、毎年の納税通知書を発送する前に、転居や転出をする場合は住所変更の届出の説明、納税義務者の死亡時には、相続人に相続人代表者の指定届の提出の説明、賦課期日から納税通知書の送付までの期間に国外へ転出する場合には、納税通知書等の送付先変更の届出書または納税管理人の選任の申請書の提出などの説明を行っています。また、ホームページでも同様の周知を行っております。

所有者不明土地の今後の対応につきましては、平成30年以降3件、相続財産管理人の選任の申立て制度により家庭裁判所に管理人を申し立て、管理人により任意売却をしていただいて新たな所有者に変えて解消ができています。今後も計画的にこの制度を利用し、所有者不明土地の解消を図ってまいります。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

私からは地籍調査に係る部分を御説明させていただきます。

地籍調査事業につきましては、平成14年から令和3年に至るまでに12区域の調査を実施しており、半数の6区域において事業が完了しております。

今年度は、穂積Ⅰ地区の現地立会いを関係者の方々と実施させていただきましたので、今後、立会いデータを基に地籍図及び地籍簿（案）の作成を行い閲覧とさせていただく予定となっております。

また、過去に実施しております調査区域につきましては、穂積Ⅰ地区と並行して登記に反映できるよう業務を進めていきます。

議員御質問の地籍調査地区での所有者不明土地が判明した場合の処理については、国土調査法第3条第2項の規定に基づき定められた地籍調査作業規程準則により処理を行ってまいります。

まずは、閉鎖登記簿や住民票の除票、戸籍、戸籍の付票、固定資産課税台帳などを調査し所

有者の特定に努めていますが、所有者と連絡がつかない場合においては、地積測量図やその他筆界を明らかにするための客観的な資料がある場合は、関係行政機関と協議の上、当該筆界案を作成した旨を一定期間公告し、その間に意見の申出がないときは土地の所有者などの確認を得ずに調査事業を進めることができることとなっております。

しかし、地積測量図やその他筆界を明らかにするための客観的な資料がない場合で、調査を進めることができない場合は関係者へ説明し、筆界未定として処理を進めています。

以上で答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） どうもありがとうございました。

この所有者不明の土地の問題につきましては、法律的な問題が非常にウエートが高いものですから、私も今聞いておりましたなかなか理解ができないというようなことでございますけど、この第4項の質問させていただきましたというのは、相続をしないと今後は法律的に罰せられるということでございますから、ここら辺はやはり住民の方にもなかなか、相続というものはしなければそれでいいでしょうというような感覚でまだ見える方が多うございます。ですから、今後は24年からそういうことで制度改革がございますから、そこら辺は本当に周知していただかないと、行政がそういう法律が変わったのに何で連絡をくれなんだということになって逆にクレームが出るようなことも発生しかねませんですから、そこら辺は十分御留意をいただきまして、それから都市整備部長のところにおきましては、やはり地籍調査を加速的に進めていただきまして、そういう不明の土地のないように一つやって、行政のほうも進行していただきたいと思いますということで、私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） 11番 杉原克巳君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩といたします。

休憩 午前9時53分

再開 午前10時06分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

12番 棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） おはようございます。

議席番号12番 棚橋敏明でございます。

本日は、議長より一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスオミクロン第6波感染の方々が減少の日々となってまいりました。1月より繰り返してまいりましたまん延防止の期間につきましては、高齢の方々の閉じこもり、施

設におきましては気軽に面会もできない状況でございましたが、今月21日で解除されそうな報道を耳にする状況となってまいりました。

コロナ感染対策委員会の委員をさせていただいております立場といたしましても、感染者の方々がさらに減少することを心より願っております。

また、世界におきましては、コロナウイルス感染のみでなく、ヨーロッパでは2月24日にロシアが国際社会の度重なる警告を無視してウクライナへ軍事侵攻いたしました。毎日のニュースを見ていまして、小さな子供さん、高齢のおばあさん方を周りの避難の方々が手助けしながら川を渡ったりしている姿が画面に映っております。まさに悲しみの連続でございます。

また、今月の11日は、東日本大震災より11年となりました。市内の富有柿のファームの方と共に、富有柿をボランティアで富有柿になじみの少ない東北の被災地へ伺ってきました。先方で泊めていただく方が陸前高田の教師の方で、いち早く生徒を避難・引率した先生で、様々当日の津波、その後の捜索活動についてお聞きしました。とにかく目の前の悪夢であったそうで、子供さん、高齢の方の命を救いたく行動したが救えなかった。子供さん、高齢の方々のことが今でもトラウマになっておられます。

様々なところで、様々な事件で、小さな子供さん、そして高齢の方々が犠牲になっておられます。これよりは、高齢の方々の行動に伴う自動車運転、自動車に代わる交通手段、交通用機器、免許証返納、免許証返納の特典等について質問席より質問させていただきます。

全国各地で頻繁に起こります運転操作ミスと思われる自動車事故、このことにより多くの方々が犠牲になっておられます。瑞穂市においてもこれからのコロナまん延防止解除に伴い再び増加するのではないかと考えられますが、瑞穂市内での交通事故の状況、場所、年齢、事故の原因、被害の状況、そういったところを御報告願います。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 瑞穂市における過去2年分の交通事故件数、この交通事故件数は自転車事故も含むものでございますが、北方警察署にて確認をさせていただいたところ次の通りの状況でございます。

ただ、申し訳ないです、北方警察署で2年間分めくっていただくわけです。場所とか被害状況などはちょっと把握できませんでしたので、御容赦願いたいと思います。

まず令和3年です。総事故件数、この令和3年というのは3年中になりまして、1月1日から12月末ということですね。令和3年中ですが事故件数は全部で1,794件で、人身が77件、物損が1,717件です。うち操作ミスが205件です。人身のほうは4件で物損が201件。またこのうちになります、65歳以上の方が関係する事故が41件、人身は2件、物損は39件となっております。

令和2年のほうですが、こちらのほうは3年よりも少なかった状況で、事故件数総件数が

1,623件で、人身が67件、物損が1,556件。うち操作ミスが187件、人身が3件で物損が184件。またうち数字になりますが、65歳以上の方が関連した事故が54件、人身がゼロ件です。ですから物損のほうが54件ということになっています。

これは全国的に見ても高齢者が関わる交通事故は後を絶たないということは議員言われたとおりでございます。昨年の警察庁の統計データによりますと、死亡事故全体に占める75歳以上のドライバーによる事故は15.1%と高い数値を占めております。北方警察署のほうで見ただいたのは65歳以上ということで前期高齢者以上をめぐっていただいたんですけども、全国のほうは75歳という統計になっていますのでちょっとずれがありますが、お許し願いたいと思います。

また、ハンドルの操作ミスやブレーキとアクセルの踏み間違い等の操作ミスによる車の事故としましては、事故全体の33.1%が全国の統計になっています。瑞穂市においてはそこまで、全国的なレベルほどの事故件数はないという状況です。

ただ、今年5月から法改正がありまして、安全運転サポートカーというものの限定免許制度というのが始まります。それとか一定の違反歴があった75歳以上の方に対しまして義務づけられる運転技能検査、この運転技能検査というのは本当に乗っていただいての検査があります。実車試験といいますが、そちらのほうもあります。これが始まることとなっています。

私ども市としましては、市民の皆様新しい制度の説明等をお知らせする中で、高齢者を中心により一層の交通安全対策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

詳細なデータがなくて申し訳ないんですが、そういう状況にはなっています。

以上、答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ちょっと不安なのは、心配なのはコロナ以前と比較して、今データを頂戴しましたのが令和3年ということでございますので、なかなかイメージでしかつかめないのかもしれませんが、コロナ以前と比較して、例えば警察のほうでお聞きになられてどのような感触を得られたか、ちょっとそんなところで実質的な数字はないにしてもイメージだけでも教えていただけるとありがたいんですが。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） この中に自転車を含むということなんですね。実は縦貫道で、御存じですかね、買物帰りにお年寄りの方が自転車で出たときに、全く運転手は知らなかった、トレーラーが引っかけちゃって亡くなったという事故があったんですね。巣籠もりになるということはお年寄りの方もおうちの中ということなので体力が弱るといことがあるんですね。なかなかスーパーへ行かれるときに、自転車に乗って行くときに、この2年間で体力が弱ってみ

えるので、そういう自転車の運転の仕方というのもちょっと心配かなというのは私ども交通安全担当者のほうとしては考えているというところでございます。

その辺の感覚でしかちょっとありませんが、よろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） よく分かりました。

それと同時に、なかなかコロナ以前と比較するのは難しいかもしれませんね。ただ、今おっしゃられた本当に高齢の方々がどうしても、閉じこもりということもあるかもしれませんが、おうちの中におられる機会が多くて、やっぱりとっさの判断力、能力、そういったものが本当に厳しくなってきたんじゃないかなと思いますし、それと同時に、一般のママチャリ、そういった自転車はどちらかというと歩道を走られます。歩道というのは本当に意外と凸凹なんですね。なかなか修復がされない。そんなところからクラックがあったりとか、本当に凸凹、それと同時に横断する道路との段差の問題、様々あるもので、やはり運動能力の低下、そういったことが本当にコロナによって起こってきて、それがこれからの危険になっていくんじゃないかなと思います。

私もせんだって、ウクライナの避難しておられる方々の姿を見ていて、本当に高齢の方々、本当に体力が少なく、橋がなくなっているところをみんなで川を渡す、そんなところから多くの方々が必死になってお渡ししておられる。体力がなくなったお年寄りを本当に大事にしなきゃいけない。それと同時にどのように避難するか、そういったことの難しさを感じた次第でございます。

話はもう一つだけいきますが、自動車急発進抑制装置整備費補助、これを今現在やっておられると思いますが、このことにつきまして、どの程度受けられた方がおられるのか、いつまでやられるのか、そういった期間の問題、もしお分かりでしたら教えてください。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

急発進装置の装着の補助につきましては、今年度まででございますが、2年度にわたりましたを行いました。実績は、正確な数字はあれでございますが、約50件というふうに把握をしております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） たしかこれは私の知る範囲で申しますと、本来かかった費用の2分の1までぐらい出していただけるんですよ。それで50名の方が応じられた。それだけ周知もされていたし、本当にいいことじゃないかなと思います。

ただ、この年度といたしましたら今月までということですかね。このことにつきましてちょっと不安を感じるんですが、そのことにつきましてもう少し延長したほうがいいんじゃないかと、そういうことについて県とか国から何か言ってきているとかそういったことはないでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問でございますが、国や県からの様々な情報につきましては、現段階では特にこの補助につきましては承知をしておりません。国のほうでこの制度が今年度限りになった背景には、先ほど企画部長から答弁をさせていただきましたが、安全運転サポート車の限定付の免許の制度が始まるということと、最近はいわゆる純正の仕様で既に新車時に取り付けられているものが多いというふうに聞いておりますので、そういったことが背景にあると考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） よく分かりました。

ということは、本年の5月から、私も今日初めて知ったんですが、サポートの、先ほどの限定の部分ですね、このことにつきまして、改めて広報とかそういったところから皆さんにお知らせする、市民の方々に知らせする、そういった計画はお持ちなんでしょうか。私もこれを今初めて聞きましたので、ちょっとそのことについてお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 先ほどの答弁でもありましたが、新しく新制度が始まりますので、こちらのほうは広報だとか、あと老人クラブとかそういうところにも交通指導員が回りますので、そちらのほうでもお話をさせていただきたいと思います。

[12番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

なかなか制度が変わると不慣れな部分もあろうかなと思いますので、できる限りの方々、特に御老人の方々、御高齢の方々が認識できるようによろしく願いいたします。

それでは次に、免許証につきまして、瑞穂市の場合、隣に便利な岐阜市、そして大垣市、なかなか買物の本当に便利なところがあります。そしてまた市内にもたくさんのスーパーがあります。そんな中、どうしてもスーパーで買ってくる荷物の量、そういったことも鑑みますと、なかなか車以外で行くというのは本当に困難な部分があろうかなと思います。特にあるスーパーによっては格安に売られるということで、皆さん普通でいったら買物籠で済むところがワゴンいっぱいのお買物をされる。そういったスーパーも中にはございます。やはり瑞穂市内でもそ

ういうスーパーが1軒ありますし、また羽島にはさらにそういったたくさんの方の買物をするスーパーがございます。

そういった非常に便利ではあるんだけど、逆に車でしか交通ができない、やはり車があってこそこの瑞穂の便利さ、それと同時に隣の岐阜市、大垣市、羽島市の便利さ、こういったものが実感できるのがこの地域じゃないかなと思います。

そんなところ、なかなか免許証を返納せえと言われても難しいと思うんですが、そんな中、本当に難しい免許証を手放すということの今現在の状況、何人ぐらいの方々が免許証を返納なさったのか、そういったところをお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 瑞穂市民の方々の免許証の自主返納者数について北方警察署から提供の数値をいただきましたので、説明させていただきます。ちょっと年齢のほうは分からないので、人数ということだけでお願いしたいと思います。

令和元年度が男性89、女性79人の168人。令和2年度が男性76人、女性78人の154人。これは不思議なんですけど、令和3年度は内訳が変わりまして、男性が73人、女性81人で154人ということで、令和2年と令和3年でちょうど154人ずつだったということになっています。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 率直に私、ごめんなさいね、この数字だけで判断させていただきますと、意外と横ばいなんです。あれっと思いますが、それと同時になかなか個人情報もあろうから中の年齢までは難しいなとは思いますが、これは本当にやむを得ないことだと思いますが、もっともっと多いのかなと思ったんですが、意外と横ばいといいますか、それと同時にやはりそれだけ瑞穂市に住むということは、免許証、そして車、やはりこういったものがかなり大きな要素を占めているのかなあとと思います。

それと同時に、もう一つやはりそれに対する安心感、車がなくてもいいですよという何かそういう安心感がいま一つできないんじゃないかなと思うんですが、そういう中、自主返納をされた方々に対する特典、このことにつきましてちょっと御報告いただきたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 特典という言葉に合うかどうかは分かりませんが、自主返納者の方々への行政側の配慮ということで、私どもの企画部のほうとしましては、みずほバスを預かっていますので、コミュニティバスのみずほバスについて説明させていただきます。

みずほバスでの補助につきましては、運賃を当然現金でお支払いいただく場合になります。運転免許証の経歴証明書を運転席で運転手に見せていただくということになりますと、その方

は半額の50円で乗ることができるということでございます。

また、この返納のことで50円減額したというものは、障害者割引などのその他の割引との併用はできないので、まるっきりゼロになるよということとはできないということになります。よろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 今、自主返納者に限ってということでお聞きした部分もあるんですが、例えば今よその市町では、特にここら辺で顕著なところはやっぱり大野町かなと思いますが、高齢者全般に対してということにもなってますが、大野町さんの場合はタクシー、そしてデマンドタクシー、こういったことに対する優遇、簡単に申しましたら、定かでない部分も多少ございますが、5年間で5万円ぐらいの補助になるんじゃないかと。それから、ハンドル型電動車椅子、電気的車椅子ですね、これにつきましても購入費の一部助成をしていると、ただし助成は5万円までですよ。

それで、ポリシーといいますか考え方として大野町さんの場合は、行動範囲を大きくして外出機会を多くする、それによって認知症の進行を止める、そんな効果も高齢者の方々に生きてくる、それと同時に安心して免許証を返納できるんじゃないかというところでそんな施策を取っております。

また、白川町におきましては、やはり同じように電動車椅子の補助金を購入費の2分の1、そして上限20万円ということで、高齢者の方、特にまた免許返納者の方々にそういった施策をしております。

また、お隣の福井県の池田町でも、やはりこの電動車椅子、そういったものに対しまして5万円の補助をしましょうというようなことで、様々今多くのところで、外出の機会を多くする、そして行動範囲を広くする、そんなところから高齢者の方々が閉じこもりにならないように、それと同時に基本的な運動、基本的な体力、そういったものを確保するために様々な施策が取られているわけなんです、瑞穂市のほうでこんなことをこれから先々考えておりますよというようなことがございましたら御披露いただけるとありがたいと思います。よろしく願いします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 棚橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま議員御指摘のございました高齢者における移動手手段の確保という点におきまして、今お話のございました外出機会を多くする、また閉じこもりの対策にもなる、また介護の予防にもなるといったことについては私も同感というふうに考えてございます。

まず、タクシーのことがありましたので、タクシーの件についてお答えをさせていただきます

す。

タクシーチケット補助でございますが、議員も御承知のとおり、既に当市では75歳以上の方を対象にタクシーの利用助成を行っております。令和2年10月には、助成要件の緩和を行って、緩和前の約4.4倍、581人の方にタクシーチケットを交付しております。

なお、新年度の10月の一斉更新のときまでには助成要件の見直しを行って、さらに実効性のある制度にしていきたいと考えております。この要件の見直しについては、現在の制度では、夫婦のどちらか一方の方が運転免許証を有しておりますと助成は受けられないということになってございますが、これを改めまして、運転免許証を所持しておいても、実際には運転をしていない方でも対象とするものでございます。

続きまして、デマンド交通のお話ございましたので、これについてもお答えをさせていただきます。

デマンドタクシーについてですが、これまででも検討を行ってまいりましたが、一般的に中山間地域や人口の低密度の地域での需要に有効と言われている方法かと認識をしております。導入している自治体を見ても、そういった地域でコミュニティバスの代替えというような運用をしている自治体が多いというふうに判断をしております。

議員も御指摘のとおり、当市ではコミュニティバスの運行をしておりまして、これについては路線の増設や定期的に運行路線の見直しを行うなど、利便性の向上に努めてまいったところでございます。通勤や通学をはじめたくさんの方に利用されておまして、市民の方にとってはなくてはならない交通手段であると考えております。

しかしながら、このコミュニティバスに加えてデマンド交通の運行となりますと費用等難しい問題もあると想定をしております。デマンド交通の特性や費用を考慮いたしますと、当市での導入は難しいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、ハンドル型の電動車椅子についてでございますが、電動車椅子の安全普及協会という業界団体の調査によりますと、2000年に約3万台ほど販売されたのをピークに年々減少をし、ピーク時の半数ぐらいになるのではないかという見通しもされているようでございます。今後、高齢者そのものは増加をしていくのでございますが、なかなか販売の回復の大きな兆しは見られないというようなこともなされておるようでございます。この背景には、先ほど議員のお話からもありました歩道を通ることでの安全確保があるほか、他の交通手段の確保がなされているというところがあるかと思えます。

なお、このハンドル型の電動車椅子につきましては、介護保険におきまして要介護2から5の方で貸与が受けられまして、一時的に貸与されている例はございますが、なかなか購入希望にまでは至っていない、少ないというのが状況というふうに考えてございます。

運転免許の今の自主返納等々に対する考え方ということでございますが、そもそも免許の自

主返納については、免許証所有者の理解と納得の下で行われるものでございまして、その周知と相談体制の整備はしっかりしていかないといけないと考えております。しかしながら、積極的に推進するものではないというふうに考えてございます。また、先ほど来からお話を申し上げております今年の5月に施行される運転技能検査、また安全運転のサポートの限定付免許というものも開始されます。

したがって、こうしたことを鑑みますと、運転に不安を感じる高齢運転者に対しては、自主返納だけの選択ではなくて、安全な自動車を運転していただける、またそういった技術の革新というものを期待するところでございます。したがって、今後、自動運転などそういったことが進みますと返納者は減少する可能性ということもあるかと存じます。

したがって、こうしたことを鑑みまして、高齢者の移動手段については、引き続き今後も検討してまいります。しっかり課題として捉えていきたいというふうには考えてございます。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） さすが平塚部長やなあと思いました。本当に明確に答えていただきましてありがとうございます。

重ねますと、タクシーのチケットにつきましては、75歳以上でしっかりと利用助成していますよと。デマンドにつきましては、やはりこの地域には合わないんじゃないかと、私もまさに今の御説明で、ああ、それもそうだなと思った次第でございます。また、コミュニティバス、このことにつきましては、やはりこれからもいろんな意味でコースを増やす、そしてまた台数を増やす、時間的に本当に短時間で乗りやすいような状態にしてもらおう、こんなことがこの瑞穂市の本当に高齢の方々の足になるんじゃないかなと思います。

そんな中、コミュニティバスにつきましては、どんな方でも乗れるということがやっぱり最前提でございますので、できる限りやはり平等にいろんなところにコースを設けていただく、そんなところをお願いしたいなと思う次第でございます。

また、ハンドル型電動車椅子につきましては、どうしてもやはり特殊な方々、やはりそんな方々、限られた方々になろうかなと思いますので、普及の補助はやっぱりある程度考えていてほしいなと思います。

そんなところを、この返納者に対する特典というよりは、高齢者に対する交通手段ということとで本当にいい御説明を頂戴したと思います。

それでは、次に移ります。

既に障害をお持ちの方、まさに車がなかったら全く動きが取れない、極端なことを言えば、車の中に今車椅子を積んでおられる方もおられます。そして、車の中に松葉づえを入れておら

れる方もおられます。様々な障害の方々にとって何が大切かといったらやはり自家用車なんですよね。この障害を既にお持ちの方々がやはり必須の交通手段なんです、その方々にとった場合。ところがこの方々も、やはり自主返納しなきゃいけないというときに必ずや来ると思います。そんなときに、よりこういった方法があるんだよとか、何か手助けできることをお考えなのか、何かそういったことでありましたら御披露願いたいと思います。お願いします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きまして、お答えをさせていただきます。

障害をお持ちの方の免許証の自主返納ということもございましたけれども、先ほどの自主返納者の数の件ではございませんが、障害者に限った返納者の区分というのは現在不明なところでございます。そうしたことを踏まえて、障害者の交通手段の確保ということについてお答えをさせていただきます。

まず、市といたしましては、障害者の移動手段につきまして、自ら自動車を運転して移動するということにつきまして補助金等々をお出ししているところでございます。具体的には、自動車運転免許取得への補助金交付や、自ら運転される場合の自動車の改造費用の補助金交付がでございます。

続きまして、議員御指摘の自ら運転することが難しく別の交通手段が必要な方々への施策といたしましては、在宅の重度障害者の方で自動車税等の減免を受けていない方、また一定以下の所得の基準を満たす方へは、高齢者と同様にタクシー利用の際の運賃の一部を助成する制度を設けてございます。いわゆるタクシーチケットの配付でございます。また、NPO法人等によりますボランティアの有償運送でございます福祉有償運送と申しますが、こういった制度も御紹介をしております。

さらに、補装具として購入できる制度がございまして、補装具として支給されるものでございますが、平成27年の統計でいきますと、全国で1万9,000台余りのいわゆる電動車椅子というものがございまして、これにつきましては約3,000台ほどが全国でも支給をされているところでございます。瑞穂市におきましては、この電動車椅子の制度につきましては、ここ数年はございませんですが、制度としてはございます。

以上のことから、これからITの技術やAI等に技術革新が進みまして、先ほどのサポートカー、あるいは自動運転と進んでいく過程におきまして、障害者、またさきに答弁をいたしました高齢者についても、そういった方々を取り巻く交通情勢というものが目まぐるしく変化をしていくことと考えております。市といたしましてもそういった変化に今後も注視をしていかねばならないというふうに考えてございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 先ほど障害者の方々への電動車椅子、全国で3,000台ほどということがございましたが、瑞穂市では実績はないわけですね、今現在は。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 失礼いたしました。少し正確にお答えをさせていただきますと、令和になりましたからは実績はございませんが、平成27年度だったかと思いますが1台の実績がございます。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 障害のある方々、どうしてもやはり移動の手段として車、そして電動の車椅子、こういったものは絶対必要になってくると思います。特に車の運転よりも電動車椅子がもし楽であれば、もし安全が確保されればそちらのことがやはり広がるんじゃないかなと思います。国・県の動きも鑑みながら、もしそういったところでさらにこれが補助が出せるとか、さらに普及を図るとか、そういった空気になりましたら、今現在これは先ほどのところで3万台の販売実績が半分になってきているということもございますので、そのまま入れるわけにはいかないのかもしれませんが、ただ何かこれで障害者の方々により行動範囲が広がる、障害者の方々により本当に明るい生活が送れる、そういったことであれば、再度瑞穂市でもじっくりと考えていただきたいなあと思いますが、そういったところはいかがなものでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 今ほど御質問のございました障害者に対する交通手段の確保についての考え方という点におきまして、私も議員と思いは同じところにあるかというふうにご考えてございます。

補助となりますと様々な問題がございますので、そうした課題につきまして一つ一つ検討してまいりたいと存じます。

何度も申し上げますけれども、今、障害者、高齢者を取り巻く交通体系、交通情勢は目まぐるしく変わってございますので、そういったところにも改めて注視をして課題として捉えていきたいと思っております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） どうもすみません、本当にありがとうございました。

この中で、障害者、そして高齢の方々、やはりどちらにも絶対必要な部分としてこうやって伺いましたのが、タクシーのチケット補助、そしてコミュニティバス、こちらを充実させる、これが物すごく市としての基本的なインフラじゃないかなと思うぐらい基本的に大事な部分かなと思う次第でございます。

特に副市長がコミュニティバスに対して物すごく思いの深い方でございますので、副市長、このコミュニティバスのこれからさらなる高齢者の方々、そして障害者の方々、このことに対して何かお考えがございましたらお答えください。お願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 通告にはありませんが、副市長。

○副市長（相浦 要君） 確かにコミュニティバスにつきましては、私が現役の時代にいろんな形で変更させていただいております。そのときにもこういった高齢者の方の使いやすいうようにという御意見があつて、コミュニティバスは、おおむねバス停から300メートル圏内の方を対象にバス停を設置させていただいております。その300メートルというのは、ある程度健康な方で、外へ外出する機会を持って、バスに乗っていただいて健康な状態で過ごしていただきたい、そういった意味でドア・ツー・ドアというのはとてもできないということで、ただそういったもう健康状態が、なかなか高齢化になってくるとそういった状態にならないように健康面も考えてコミュニティバスは運行するという計画で行ってまいりました。

それを補完するのがタクシーチケットであるというふうに考えておりますので、今後、特に運転免許証の返納者については割引制度も行っておりますし、そのほか今後、高齢者のバスの乗り方、こういったのがなかなか分からない、それから時刻表の見方が分からないということで、現在、総合政策課のほうでバスの乗り方等を地域に出かけていって御説明をしたり、出かける機会をつくるように地域の方と相談しながら進めていこうという計画をいたしておりますので、充実というよりは今のバスをいかに利用を増やして行って、その中でこういったところにもバスを延ばしてほしいとか、そういった声を聞きながら充実を進めていきたいというふうに思っております。

[12番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 本当にいいお話を伺いました。

ふと今思い出したんですが、昔、神戸町の柳瀬、こちらのほうへコミバスを延伸する、通すというときに、神戸町の方がすごい喜ばれまして、私たちは神戸町の町民けれども瑞穂市の高木クリニックさん、ここへ行っている人が本当に多い。なおかつ行くのにどうしても橋を越えなきゃいけない、それから坂を越えなきゃいけない、そういったところからここへコミバスが来てくれたら本当にうれしいですよおっしゃられました。僅か、瑞穂市からほんのちょっとの距離でございますが、多くの方が喜ばれ、なおかつやはり下水の問題、それから上水の問題、そういったところから神戸町とはいろんな取組がある中であつて、本当に柳瀬の方々が高齢の方々が喜ばれた、そんな姿、それと同時に柳瀬も呂久もやはり高齢の方々が多ございます。そんな中、本当に今コミュニティバスに対しましてしっかりとお聞きできてよかったと思っております。

今日は免許証の返納から始まりまして、地域の足、そして高齢の方々の足、そういったとこ

ろ、それから障害者の方々をいかに楽に動けるようにしてあげるか、そういったところまで様々本当に御回答いただきましてありがとうございます。

その中で最終的にやはり私自身思いましたのは、タクシーチケットの充実、そしてその手前で、まずは何よりもコミュニティバスの重要性、これをしっかりと今伺った次第でございます。これからもどうか、特にコミュニティバスにつきましては市民の足として気軽に使える、そして気軽に出かけて、市民の皆様が様々な行動をする、そして様々なやっぱり健康をものにする、そんなところに寄与出来たらいいんじゃないかなと思う次第でございます。本当に様々な交通手段、御返答ありがとうございます。

それでは、私のほうこれにて質問は閉じさせていただきます。本日は本当にすばらしい御回答をいただきましてありがとうございます。

○議長（広瀬武雄君） 12番 棚橋敏明君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

6番 森健治君の発言を許します。

森健治君。

○6番（森 健治君） 議長のお許しをいただきましたので、最終の質問者となります。議席番号6番、創緑会、森健治です。

これより一般質問を以下4点について質問をさせていただきます。

1点目は、在宅コロナ療養感染者への支援と3回目ワクチン接種について、2点目は、令和4年度瑞穂市地方創生臨時交付金事業について、3点目は、区画整理事業について、4点目は、AED講習の実施状況についてです。

これよりは質問席において行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

コロナウイルス感染症、全国的に第6波も減少傾向になってきていますが、3回目のワクチン接種も進んでいます。第6波は、子供たちへの感染拡大や濃厚接触者が増えると、医療、介護などの日常生活に支障を来す分野で閉鎖が起こることが心配されてきました。

しかし、今月21日で期限を迎える新型コロナ対応のまん延防止等重点措置について、岐阜県は今の感染状況が国の解除基準を満たしているとして政府に期限での解除を要請することを決めました。これは、岐阜県が15日午後に県の対策本部会議を開いて決めました。県では、新規感染者数がピーク時より減って、コロナ病床使用率も4割を下回るなど、緩やかではあるものの減少傾向が確実にあり、重点措置の解除基準を満たしているとして、政府に21日の期限での解除を要請することを決めました。

重点措置の解除に伴い、飲食店などに対する営業時間の短縮要請も解除することとしています。その上で県民には感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、ワクチン接種を加速化させるとしています。

そこで本題に入りますけれども、在宅コロナ療養感染者への支援と3回目ワクチンについてでございますが、1点目、2月23日の朝刊に、各市町の在宅療養への支援策が載っていました。西濃地域ではほとんど実施されていますが、岐阜地域では1つの市が相談体制を整備と記載があっただけでした。瑞穂市の在宅療養者への日常生活用品の支援体制はあるのかお聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 森議員の御質問にお答えさせていただきます。

若園議員の一般質問での答弁と重なるところがありますが、御容赦願いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に感染された方につきましては、県の業務といたしまして、岐阜県及び管轄の保健所で対応していただいているところであり、自宅にて療養される方につきましても岐阜県や岐阜市、看護協会による在宅療養者支援チームというものが設置されております。在宅療養者の健康フォローアップ、食料や生活必需品の提供などの支援を行っていただく体制となっております。

在宅療養者につきましては、毎日健康状態を報告することになっております。万が一報告がない場合は県より電話連絡などの対応をしていただいております。しかしながら、在宅療養者との連絡が途絶えてしまう場合が多数発生する可能性もあることから、昨年8月頃の第5波と言われる感染拡大のときから、万が一の場合を想定しまして市町村職員が現地調査に当たる体制を整えるよう要請があったものでございます。瑞穂市においては、そのときから部長と課長の組合せで対応するよう整えたところでございます。

また、現在まだ21日まで第6波のさなかにあるというところでございますが、感染者が急増し始めたときには、これまでの現地調査に加えて、食料などの支援物資を配送する業者というのも業務量が増となりまして、配送ができないという場合も想定されるということがあります。市町村職員が配送する業務も新たに加わったというところでございます。

しかしながら幸いなところ、現地調査とか配送業務のいずれも岐阜県からの要請はない状況でございます。これは岐阜保健所のほうに派遣しました保健師からは、在宅療養者への支援物資の配送というものは大変スムーズに迅速に送られているというところで、この結果、市町村への要請がないというところでございます。

瑞穂市としましても、万が一がありますので、支援物資の提供については、防災協定を締結している企業の方と支援物資の選定と供給方法について調整を終えたところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

万全な形で市役所を挙げて食料、それから日用品等の供給、それから安全確認もしていただいているということでございます。引き続きまだまだ終わったわけではありませんので、活動のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて2点目ですが、支援する日常生活用品は自己負担となるのかお聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 支援することとなった場合は、岐阜県と同様に瑞穂市のほうも本人負担額はなしということで配送させていただき取扱いにいたしたいと考えております。

[6番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） 無料ということで、結構なことだというふうに思ひます。

3点目でございますけれども、3回目のワクチン接種についてですが、3回目のワクチンが異なる交互接種を選択しなければならない人が半数以上となるため、3回目のワクチン接種を希望しない人がおられます。この対応についての考え方をお聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 議員御指摘の3回目のワクチン接種を希望しない方への対応ということでございます。

まずは、1・2回目の接種と異なるワクチンを接種いたしますいわゆる交互接種につきましては、まず国が安全性を認めておるところでございます。もちろん御指摘のとおり、3回目の接種において、初回や2回目の接種と異なるワクチンを接種することについてためらう方というのがお見えになることについては当方も承知をしております。そのような方に違うワクチンを接種することを強制するということはもちろんできませんが、市としましては、接種券の発送時に使用するワクチンについてのお知らせとして、国が示す文書を同封しております。そして、この文書には、先に述べました安全性に関する記載もございますので、これを御覧いただいた上で、接種するワクチンについて検討をいただいておりますかと存じております。

なお、直接お問合せがあった場合については、国が交互接種としての安全性を認め、ワクチンが配給されてきていることなどを丁寧に説明いたしまして、判断をしていただくように心がけておるところでございます。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

私も家内もそうですが、3回目のワクチン接種は終わっております。幸いにも後の後遺症というか、平常どおりでございましたので、今、部長がおっしゃったように安全性は十分確保されているということですので、そういうことで3回目のワクチン接種、スムーズに進めていただきたいと思いますというふうに思います。

4点目でございますけれども、昨日の馬淵議員の質問にもありましたが、5歳から11歳児へのワクチン接種も幾つも課題がありますが、瑞穂市では保護者への事前アンケートなど意向調査を行っているのか、どんなスケジュールで実施するのか、お聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 5歳から11歳の方へのワクチン接種につきましては、大変デリケートな問題でございまして、接種は努力義務から除外され、保護者の方、またお子様の接種の是非の判断に迷われるということは重々認識をしておるところでございます。

こうした中で、市といたしましては、5歳から11歳の方へのワクチン接種につきまして、ワクチンの配送が済み次第、基本的に令和4年3月、今月から開始できるよう接種体制の確保に取り組むという国の通知によりまして、もとす医師会と協議を重ねて準備を進めてまいりました。

そして、もとす医師会との協議においては、保護者や本人への丁寧な対応が必要であることから、集団接種を行わず、医療機関での個別接種のみで実施することや、接種開始日など様々な事項を協議しまして接種に向けて準備を進めてまいったところでございます。

なお、事前アンケート等は行っておりませんが、接種券には国が示す接種に関するお知らせを同封しておりますので、このお知らせを御覧いただきまして、お子様と一緒に接種について考えていただきたいと思いますと考えております。

また、ワクチンにつきましては段階的に供給されることから、9歳から11歳の方に2月25日に接種券と案内の文書を発送しております。その他の年齢の方については4月上旬に発送を予定しております。

遡りまして接種開始につきましては、この3月8日から市内では10か所の医療機関で開始がされております。

さらに、接種の是非の判断に必要な情報につきましては、昨日も答弁をいたしましたけれども、ホームページを積極的に活用いたしまして、国のワクチン分科会での資料、議事録なども確認できるように、厚労省へのホームページへのリンク先を貼り付けるなど情報提供に努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） 丁寧な説明ありがとうございます。

2月と4月に案内を出されるということと、一部3月のほうから開始ということでお答えいただきました。いずれにしても保護者の方への情報提供というのがとても大切だと思いますので、その形で順調に接種のほうが進むように思っています。

続きまして、2番目の質問でございますけれども、令和4年度瑞穂市地方創生臨時交付金事業についてでございます。

令和3年12月に国における令和3年度大型補正予算、総額35兆9,895億円が成立しています。この予算は、子育て世帯への10万円の給付をはじめ、ワクチン接種費用や地方独自のコロナ対策の財源となるべく地方創生臨時交付金だったと思います。

瑞穂市においては、令和2年度、3年度でこの交付金を活用した経済対策を幾つも実施されてきました。予算額では、1億円を超えるプレミアム付商品券の発行や飲食店スタンプラリー、キャッシュレス決済ポイント加算事業、住宅リフォーム補助、事業者の事業活性化補助事業などの大きな事業から、弁当市、子供たちへの図書カード配付、給食費、公共料金の減免、感染防止の啓発事業、フラワー事業やウェディングフォト事業、感染防止対策の消毒液の購入費用などの数十万円の事業、予算の執行状況のよくない事業がありましたが、どの事業もあることが大事だと思います。

特に市役所では、今まで行っていなかった事業を同じ人員で上乘せをして業務をしていただいている状況に、ワクチン接種もそうですが、職員の皆さんへの感謝とお礼を申し上げ、令和4年度コロナ対策事業についての質問をいたします。

最初に、令和4年度にコロナ対策となる財源である地方創生臨時交付金は幾ら交付されるのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度の当初の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、現在交付限度額として国から通知をいただいているものは1億9,330万5,000円となります。これは、国の令和3年度の第1次補正予算を財源とするものでございます。臨時交付金にもいろいろな種類がございまして、これは地方単独事業分と呼ばれる臨時交付金になります。以上です。

[6番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。1億9,000万ほどが活用されるということでございます。

2点目でございますけれども、瑞穂市に交付される地方創生臨時交付金は、他の市町と比較して交付額は多いのか、少ないのか。感染者数が考慮されるのか、財政力も加味されてしまうのか。どんな基準で交付されるのかお聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてですが、他市町と比較して多いのか、少ないのかは一概に申し上げることはできません。交付限度額の算定に当たっては、国において基準を定めております。この基準は交付のたびに改められていますが、先に申し上げた令和4年度の臨時交付金で考慮されている基準を申し上げますと、人口、事業所数、緊急事態宣言やまん延防止等の重点措置の期間があったかどうか、財政力指数、人口密度などとなっております。

瑞穂市にとってこれらの基準がどう影響しているかですが、人口や事業所、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間があったかどうかについてはプラス方向に働いていると考えます。財政力指数や人口密度は、財政力指数が低い自治体が有利に、人口密度が低い自治体が有利に働いている基準となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。国において決められるということですが、一定の基準、人口をはじめ事業所数等で決められるということでした。

それでは、3点目でございますけれども、令和4年度当初予算にはどのようなコロナ対策事業が入っているのか、予算額は幾ら計上されているのかお聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 新年度予算におけるコロナ対策事業費ですが、まずはワクチン接種体制確保事業として2,013万円を計上しています。こちらは当初想定していたワクチン接種の終了期間である7月以降の経費です。令和4年度に実施するワクチン接種事業につきまして、11月2日の臨時議会の補正予算にて1億5,523万5,000円の繰越明許費を議決いただいておりますので、令和3年度予算を繰り越して実施する見込みです。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、当初予算において2,372万1,000円を計上させていただいております。具体的な対象事業としては、各学校や生涯学習施設の感染症対策の消耗品のほか、児童公園の手洗い場設置工事やサテライトオフィス対応の備品購入等になります。

以上で答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。昨年度からの繰越し利用ということで、おおよその額のほうは理解させていただきましたので、対応のほうよろしくお願ひしたいというふう

に思います。

4点目に入らせていただきます。

コロナ対策事業は令和2年、3年の2年の実績があり、どんな事業が必要であるのか市では分かっていると思いますが、このコロナ禍がいつ終息するのか、まだ7波もあるのか予測はできませんが、地方創生臨時交付金をどう活用するのかお聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用方法についてですが、先ほど議員の発言にもございましたが、令和2年度から令和3年度には多種多様な事業に臨時交付金を活用しました。臨時交付金の特徴である大変フレキシブルな補助金ですので、感染対策も消耗品の購入ばかりでなく、3密対策では、駅前のシェルター設置工事にも活用しております。

また、地域経済の活性化として、プレミアム付商品券のほか、市内事業所活性化補助金としてキャッシュレス・消費者還元事業等を実施させていただきました。

令和4年度については、先ほど申しあげましたように、国から示されている交付限度額1億9,330万5,000円に対して、当初予算計上分は2,372万1,000円ですので、本格的な対象事業の予算計上はこれからとなります。

現在、市内において、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についての計画策定を指示しております。3月中に集約し、令和4年度の早い時期に別途予算計上する方針で検討を進めております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。これからということで、また決まりましたらお知らせいただけるということでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

5番目、最後になりますけれども、市長は政府が進める新しい資本主義、成長と分配の好循環について、今年の経済情勢をどのように考え、新しい資本主義を瑞穂市の成長にどのように反映させるのか、その考えがあればお聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 森健治議員の政府が進める新しい資本主義、成長と分配の好循環の質問に、私の考えと、そして1月にトップセミナーに参加したときにお聞きしたことも踏まえてお答えをさせていただきます。

我が国の現在の経済状況というのは、いまだデフレ脱却ができないというようなことも言われています。原因には、個人消費の低迷にある、そして医療や年金、介護、子供・子育てなどに対する将来への不安が根強く残っており、これらが消費者の財布を固く締めているというこ

とも言われています。勤労世代が安心して子供をもうけることができず、少子化にもつながっているのではないかとされています。国民に10万円配付された特別定額給付金でも貯蓄に回したという方が増えているといったそんな調査結果もあります。

国のほうでは、この将来不安を解消するためには、最大の経済成長が必要だということが言われています。経済成長から生まれる分配を進め、中間層の所得者層に所得を拡大するというのが新しい資本主義になります。

そこで、国では働く人への分配として、賃上げを行う企業には法人税の減税を行うといった対策と、中間層の所得拡大にプラスをして少子化対策として人への投資ということ、保育の受皿整備など子育て支援などを掲げています。

そして3つ目に、先行して介護、看護、医療に関わる、そして保育に関わる現場で働いている方々への処遇改善ということで、これは瑞穂市でも保育所、幼稚園教諭、会計年度の保育士、放課後児童クラブの指導員の調整、今回計上しました処遇改善に当たるというものになります。

国のほうでは、法人税減税を行い企業に賃上げを促しながら、先行して看護師、介護士、そして保育士の給与を国が補助しながら分配の政策で、上がった賃金をさらに経済の活性化をさせることで、その結果生まれた税収によって分配につなげるといった、そんな政策が今年取られているということになります。

国のほうでは、新年度予算にもこの国家GDP成長率を3.2%を見込み、その表れの一つともいえるのが地方交付税の交付額の増額ということになると思います。

今はコロナ第6波で外出することもできませんが、昨年の12月に県内の観光旅行業界の方から少しお話を聞いた話では、そのときにはGoToトラベルもあり、コロナの前の12月の期よりも売上げがよかったということを知っています。また、一部の業種には陰りがあるものの、食料品を中心とした消費は順調であったということも伺っています。

今年になり原油が高騰し、生活必需品の値上げが続いています。4月から本当に3%の賃上げで法人税と減税がセットとなったものが達成できるのなら、この時点でコロナ禍が落ち着いていたら消費は拡大するということを思っています。

しかし、1つだけ危惧をしたのがインフレにならないようにということを思いました。そして、予想されていなかったのが2月24日のロシアのウクライナへの武力侵攻です。これは経済に大きな打撃となり、現時点ではこの経済の好循環も見通しができないような状態ではないかと思っています。

当市には、この好循環を、事業を進める上で税収の確保や企業誘致などに反映できないかということを考えております。

また、御質問にありましたコロナ対策としての地方創生臨時交付金、瑞穂市より人口が少ない市町が当市より多く交付されていたり、人口比での交付ではありません。財政力が低い自治

体にも有利になっています。私は、もう少し人口当たりの感染者の状況を加味してもらおうというようなことを要望しています。

また、新年度のコロナ対策では、今まで多くのコロナ対策事業を行ってきた状況を踏まえ、アフターコロナ、そして今までの課題を見据えた活用ができないかということ今年度は考えています。早い時期に臨時議会にて予算案を提出できるように進めていきたいということを考えて答弁とさせていただきます。

[6 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6 番（森 健治君） ありがとうございます。

細かく御説明をいただきまして、不安要素としては、ウクライナの問題もありまして経済状況が決していい状態ではないにもかかわらず、これから3月、4月に向けて、前年に続きそういう経済対策を打っていただけるということでしたので、少し安心をして聞かせていただきました。よろしく願いいたします。

続きまして、3点目の質問に入らせていただきます。

区画整理事業についてでございます。

瑞穂市における区画整理事業は、古くは馬場・生津地区があり、穂南地区も区画整理事業になると思いますが、今では見違えるほど発展になっています。もし区画整理事業が行われていないとすると、私の住む南側になるんですがP L A N Tの地域、穂南地区は活用できない土地となっていました。

1つ目の質問でございますけれども、瑞穂市では馬場・生津、犀川以来ずっと区画整理事業が進んでいません。この原因は、地権者が有効な土地利用を望まないからできないと聞いていますが、市ではどう分析しているかお聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 議員御紹介のとおり、市内で過去に行われました土地区画整理事業は2地区あり、馬場・生津地区が町施行として昭和47年度から60年度まで、犀川堤外地地区が組合施行として昭和58年度から平成22年度にかけて行われました。現在、組合施行による土地区画整理事業が検討されている地区は3地区あります。また、市施行による土地区画整理事業につきましては、J R穂積駅圏域拠点化構想に基づき、穂積駅周辺地域において事業化に向けた検討が進められております。

組合施行であれ市施行であれ、どの区画整理事業においても権利者などの理解が必要不可欠であり、ここでの理解が得られない限り事業を進めることは大変難しいものであります。現在、組合施行をお考えの事業においても、職員が会議に参加するなど協力体制を取っております。

市としましては、活力ある社会形成と安全で豊かな生活を可能とするまちづくりが期待され

る土地区画整理事業は、まちづくりの有効な手段であると考えております。今後も組合施行による事業には、瑞穂市土地区画整理事業助成要綱に基づいた助成や技術的な支援等を行い、積極的な事業推進を図っていきたいと考えております。

[6番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

冒頭にも言いましたけれども、やっぱりこの事業を進めるに当たっては、地権者との折り合いが非常に大切です。これがうまくいかないと進まないということだと思います。引き続き新しい地域の区画整理事業を進めていっていただきたいと思いますが、2点目に入らせていただきます。

横屋地区の区画整理事業の説明会が昨年12月に開催されたと聞いていますが、その区画整理事業の概要と現在の状況についてお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 昨年の12月17日、18日の2日間にわたり計5回、横屋第一土地区画整理事業準備委員会主催で説明会が行われました。市職員もオブザーバーとして参加し、区画整理区域対象者全体の53%となる78名が出席されたと聞いております。出席いただけなかった方については、準備委員会の方々が説明に伺い、遠方の方につきましては説明資料を郵送されていると聞いております。

横屋地区の区画整理の概要としましては、良好な住環境の整備を目的として、エリア内の公共施設等配置計画に基づき、道路、水路、公園などの整備を進めていくものとなります。事業費としましては、対象者からの土地の減歩による保留地の処分や、瑞穂市土地区画整理事業助成要綱に基づき算出した補助金により運営されるものとなります。

現在、区画整理事業の認可を受けるために対象者の方の同意取得が進められておられる状況となっております。

[6番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。なかなか根気強いというか、根強い交渉を進めていかないと進まないと思いますが、ぜひともよろしく願います。

3点目に入らせていただきます。

コロナ禍の長期化による利用者の減少により、瑞穂市内を走るローカル鉄道である樽見鉄道をはじめ地域交通事業者は事業環境が厳しい状況にあります。また、現在、整備計画を検討されているJR穂積駅は、圏域15万人の方が利用される県内の駅で5番目の乗降客数の駅ですが、瑞穂市においては、この2つの鉄道駅とコミュニティバスの2機関の交通機関によって瑞穂市

民の皆さんの通勤・通学等の足として利用されています。

この2つの鉄道駅、JR穂積駅、樽見鉄道横屋駅を直結バスで結ぶことによって、樽見鉄道隣接市町の皆さんの利便性を高め、樽見鉄道の利用者数を増やすことにもつながるのではないかと考えます。そのための交通結節点の整備と交通政策における自治体間の連携の在り方についてお聞かせください。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） みずほバスでございますが、コミュニティバスでございます。現時点では、いわゆる議員言われたようなピストン運転をするという直通バスについては慎重な考えを持っているところでございます。

みずほバスでは、樽見鉄道からJR東海道線までの交通結節点として、御利用者様の利便性を考え、できる限り乗り継ぎがしやすい時間帯での運行を想定しております。例えば通勤時間帯の朝では、樽見駅発5時55分発に御乗車いただければ、横屋駅で6時48分、そこから最寄りのみずほバスのバス停まで、ここは南小学校というバス停になりますが、歩いていただきまして6時55分に乗換えができます。みずほバスに乗っていただいて穂積駅のほうには7時11分に到着するという流れとなります。

また、夕方では、穂積駅を18時20分発のみずほバスに乗っていただきまして、南小学校に18時50分に着きます。横屋駅18時54分と樽見鉄道の樽見行きへ乗り継ぎが可能となっております。

自治体間の連携の在り方につきましては、大垣市、瑞穂市、本巣市、北方町、揖斐川町で構成する樽見鉄道連絡協議会というものがございます。こちらのほうで利用促進策を協議しているところでございます。

樽見鉄道の利用促進策の一例としまして、瑞穂市単独事業ではありましたが、今年1月7日から2月13日までの金曜日と土曜日、日曜日、祝日限定で樽見鉄道と瑞穂市の特別企画、コラボをしたわけなんですけど、「みずほ列車で行こう！！」というものを運行しました。新型コロナウイルス感染症まん延防止措置が発出されるまでの運行でしたので、少し半分の期日になりましたが、計303名の方に御乗車いただいたということでございます。

今後も利用者増加に向けまして、結節点を考慮したバス運行や広報をはじめとして利用促進事業を検討していきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。なかなか難しい問題だとは思いますが、そういう形での利用者が増えるようなPR、もしくはイベントのほうも併せて実施していただきたいというふうに考えます。

最後、4番目の質問に入りますが、AED講習の実施状況についてお尋ねいたします。

この件は、一部若井議員もメンテナンスのことで御質問なさいましたけれども、心筋梗塞など心臓に異常が起きて突然死する人は年間7万人を超えているそうです。こうした人たちを救うために重要なのは、いわゆる心臓マッサージ、胸骨圧迫とAEDによる救命措置です。その場に居合わせた人たちの一刻を争う行動にかかっています。

去る1月26日に神奈川県鎌倉市のある中学校で生徒たちが先生の命を救ったケースの報道がありました。たまたまそのテレビを見ておまして、部活動中に先生が突然倒れて、とっさに胸骨圧迫、119番通報、AEDの音声に従って電気ショックを与え、救急隊員の到着まで救命措置を続け一命を救ったという内容でありました。

なぜ中学生たちはとっさに救命の行動ができたのか。昨年度から適用された中学校の学習指導要領では、心肺蘇生とAEDについて生徒たちが実際にできるようにすることが目標に定められました。

突然心停止した人の救命に欠かせないAEDの使用率が、新型コロナウイルスの感染拡大以降大幅に下がって救命率も低下していることが報告されています。全国に60万以上が設置されていると言われていますが、そこで最初にお尋ねいたします。

瑞穂市の中学生における心肺蘇生とAEDについての現状をお聞かせください。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） それでは、AEDについてお答えさせていただきます。

心肺蘇生につきましては、平成20年改訂の学習指導要領に新たに位置づけられました。この改訂以降、市内中学校では、保健体育の授業で応急手当の一つとして心肺蘇生を学んでおります。

コロナ禍以前は、心肺蘇生の方法、AEDの使用の仕方などを学習した後、消防署の方を講師としてお招きいたしまして救命救急講習を実施しておりました。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、消防署の方に来ていただくことができておりません。

このような中でも、コロナ禍以前と同じように体験を通じて学べるようにするために、体育科教員の指導の下、胸骨圧迫やAED使用などの心肺蘇生法の実習を行い、応急手当ができるようにしております。実習用専用キットを使用して胸骨圧迫の正しい位置や強さを確認し、また疑似AEDを使いまして、傷病者のどの位置にどのような手順で貼り付けたらよいのかを確認しながら実習しており、この学習を通して生徒たちは心肺蘇生ができるようになっておるところでございます。

[6番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。コロナ禍において、なかなか実体験は難しいと

ということでしたが、それなりの対応でしているという報告を受けました。

実は、私ごとになりますが、昨年11月、地域の自治会で防災訓練が行われました。コロナ禍のため、事務局長がおっしゃったように全員参加を呼びかけることはできず、自治会の役員、限られた人数で行われました。消火・救助活動とAEDの使用についての訓練で、特にAEDについては初めての体験で大変参考になりました。まさに報道された内容と同じでした。実際話を聞くだけでなく実体験を通して感動するものがありましたし、とても参考になりました。

市内自治会における防災訓練の実施状況とAEDの使用方法についての実情、私はそういう形で体験をしたんですが、市内自治会においてどのような状況かお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 市内の各自治会での防災訓練につきましては、実施に当たりまして市より補助金を交付させていただいている関係がございます。実施報告書によりまして実施状況を把握させていただいております。

今年度につきましては、まだ年度末までもうしばらくありますので全体的な状況はまだ把握できておりませんが、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、実施自体を見送られたり、実施しても人数などを制限されて、いわゆる役員さん等の少人数で実施されたりするケースが多いと思っております。

ちなみに令和2年度は、54自治会で防災訓練を実施されまして、約2,000の方が参加されておりますが、コロナの影響がなかった平成31年度は、ほぼ全ての自治会で実施されておまして、約5,600の方が参加されている状況です。ここ2年間はコロナ禍によりまして影響が大きく出ているものと思われまます。

今まで各自治会で緊急連絡伝達訓練、そして安否確認、そして避難訓練、また公民館等での防災備蓄品等の確認等を行っていただきました。避難訓練におきまして消防署員の方からAEDの使用法の講習を開催している自治会もございました。これは森議員が言われる同じような講習です。

また瑞穂消防署においても普通救命講習というのがございます。心肺蘇生やAEDの使い方が受講できますので、紹介させていただきたいと思っております。

最近の自治会における避難訓練の状況について説明をさせていただきたいと思えます。各避難所単位で避難所運営訓練に着手していただいております。各自治会では、避難場所を指定していただいております。複数の自治会が一つの避難場所で共に避難所生活を送るための避難所運営訓練というものがございます。現在、各校区の自治会連合会には、福祉部会や防災部会がありまして、この防災部会が主になって各避難所の避難所運営協議会をつくる活動をし

てくれているところでございます。

令和3年度におきましては、本田校区にて避難所運営協議会が立ち上がりました。このような避難所運営協議会では、消防団のOBの方とか防災士を持ってみえる方もまちの中にはもうお見えになります。防災士の活躍が期待されるところでございます。

以上、昨今の防災訓練の実施状況について答弁させていただきました。よろしく願いいたします。

[6番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。市内の各自治会においてそのように防災訓練の中でAEDも含めた活動をしていただいているということで、とても心強く思いました。今後も引き続きよろしく願いしたいと思います。

これで質問のほうは終わるわけですがけれども、冒頭にも申しましたけれども、新型コロナウイルス感染症、まだ6波は進行中です。終息は見えてきていない。十分な警戒を続けながらの21日の解除です。解除後も今までどおり基本的な感染防止の対策・対応を徹底していかなければならないと思います。

その上において、私も議員になって2年になります。ちょうど今回3月末で退職される平塚部長、コロナに追われたこの2年間であったと思います。従来の仕事に加えてプラスアルファの仕事でございました。とても大変な2年間でございましたけれども、従来の仕事にプラスアルファで活動をしていただきまして、議場での対応も大変助かった部分があります。37年間になられるそうですけれども、平塚部長の活動に感謝とお礼を申し上げて一般質問のほうを閉じさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（広瀬武雄君） 6番 森健治君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（広瀬武雄君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了いたしました。本日はこれで散会といたします。

散会 午前11時56分